

自営型（非雇用型）テレワーク

ガイドライン改正に関する委員からの主な御指摘（第3回検討会）

1. ガイドラインの範囲に関して

- これまで二者間の契約しか想定されていなかったものが、クラウドソーシングの普及等で三者間の契約も増えてきた。三者間の契約ルールを整理する必要がある。
- 受注者が働く場所は自由であり、自宅だけでなく自ら選択した場所での就労を対象にする必要がある。
- 現行のガイドラインは請負に限定した書き方になっているが、実務において請負か準委任かは明確に切り分けていないことが多い。契約類型ではなく債務がどこにあるかが重要である。
- 仲介事業者のタイプによって求めることが異なるため、仲介事業者のタイプを区別した検討が必要である。

2. クラウドソーシング普及等に関して

- 契約条件は自営型テレワーカーのスキル等によって変動するため、募集時には決まっていない項目も多い。募集内容の明示についてはビジネスの実態を踏まえた記載とすることが必要である。
- 契約後の過大な要求については、契約外であれば聞く必要はない。追加の要求であれば再交渉し、契約を締結し直すべきである。
- 契約条件の明示については書面に限定せず、ウェブサイト上で閲覧でき、必要に応じて印刷できるようなものも認める必要がある。
- 手数料については仲介のタイプに応じて書き分ける必要がある。例えば再発注型は元請け価格を明示する必要はないのではないか。また、クラウドソーシングは手数料を明示していることが大多数であり、クラウドソーシング以外の場合にも手数料の明示がされる必要がある。

3. 健康確保措置に関して

- 健康に配慮して納期をずらすことは難しい。事前に自営型テレワーカー

とコミュニケーションを図り、進捗を把握するような記載が良いのではないかな。

- 健康確保措置は慎重に考えるべき。労働者に対する安全配慮義務は使用者が労働環境を支配する中で生じた義務であり、BtoB 契約では受注企業の健康確保措置を講じないこととの整合性もないのではないかな。注文者・自営型テレワーカー双方にとって負担となり得る。
- 民法上、安全配慮義務の判断ポイントは、場所的な支配関係だけでなく、人的な支配関係も考慮されること。注文者に過度な義務を課すことはできないが、配慮や相談体制などを盛り込む必要はあるのではないかな。
- 継続的に受注している関係にあるのであれば、健康確保措置を講ずることも考えられるのではないかな。
- 自営型テレワーカーは立場が弱いため、注文者が健康確保措置に配慮するような記載は必要である。

4. その他

- ガイドラインの位置づけ、実効性について疑問。
- このマーケットを成熟させるためには、注文者、自営型テレワーカー双方の質を上げることができる仲介事業者の存在が重要。このガイドラインで最低限のルールを求める必要がある。
- 大まかな方針と最低限のルールを決めた上で、細かい運用ができるガイドラインが望ましい。
- 実務に沿った内容で、使いやすいガイドラインを策定し、周知していかなければならない。取りまとめには周知についても言及すべき。

以上